

家屋の新築（増改築）を予定されている皆様へ

自宅駐車場等への自動車の乗り入れのために、出入り口前に道路との段差解消のための乗り入れ（段差解消）ブロック・鉄板・プラスチック製ステップを置くことは**禁止されています**。

歩行者がつまずいてケガをしたり、自転車やバイクが転倒して交通事故につながる危険があり、また、雨水の流れを止め、冠水の原因になることがあります。

道路との段差を解消するためには、歩道や縁石の切り下げ工事を自費（**自己負担**）で行っていただくことが必要です。この場合、事前に道路管理者の**承認が必要ですが**、承認できない場合もありますので、各区役所まちづくり整備課までお問い合わせください。

【正しい施工事例】



【誤った設置例】



お問い合わせは、施工する場所の区の区役所まちづくり整備課まで

区役所	電話番号	区役所	電話番号
門司区役所まちづくり整備課	331-1884	八幡東区役所まちづくり整備課	671-0803
小倉北区役所まちづくり整備課	582-3471	八幡西区役所まちづくり整備課	642-1453
小倉南区役所まちづくり整備課	951-4121	戸畑区役所まちづくり整備課	871-1503
若松区役所まちづくり整備課	761-5325		